

唐土第3900号
令和5年9月4日

関係各位

唐津土木事務所長
(公印省略)

唐津港妙見6号岸壁の使用禁止について(通知)

このことについて、佐賀県港湾管理条例(昭和47年条例第36号)第17条の規定により、唐津港妙見6号岸壁の使用を、令和5年9月5日9時00分から当分の間禁止します。

(担当: 港湾課 みなと利用担当 熊井 電話 0955-72-2148)